

第4章 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成19年度末までに公害等調整委員会が行った意見の申出等は993件であり、その内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣（平成13年1月5日までは建設大臣。以下同じ。）に対する意見の申出が984件、森林法に基づく農林水産大臣に対する意見の申出が2件、鉱業に関する掘採制限の決定に対する承認が1件、採石権の設定等の決定に対する承認が6件となっている。このうち、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出について、処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが235件（うち処分庁が都道府県知事であるもの19件、国土交通大臣であるもの216件）、収用委員会の裁決を不服とするものが749件となっている。

平成19年度に公害等調整委員会に新たに係属した事案は14件であり、これらに前年度から繰り越された6件を加えた計20件が19年度に係属した。このうち、9件が19年度中に処理され、残りの11件は20年度に繰り越された。なお、19年度に係属した20件の内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出が19件、採石権の設定等の決定に対する承認申請が1件となっている。

第1節 平成19年度において終結した意見の申出事案

平成19年度に処理された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 沖縄県起業、那覇広域都市計画公園事業9・5・2号平和祈念公園に関する審査請求 （平成17年（イ）第12号事件）

- | | | |
|------|---------------|---------------------|
| (1) | 根 拠 法 | 土地収用法 |
| (2) | 処 分 庁 | 沖縄県収用委員会 |
| (3) | 処 分 の あ っ た 日 | 平成16年12月2日 |
| (4) | 処 分 の 内 容 | 権利取得裁決及び明渡裁決 |
| (5) | 審 査 請 求 人 | 土地所有者1人、関係人3人 |
| (6) | 審査請求のあった日 | 平成17年1月6日 |
| (7) | 審 査 請 求 の 内 容 | 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し |
| (8) | 意見照会の受付日 | 平成17年10月24日 |
| (9) | 回 答 日 | 平成19年6月11日 |
| (10) | 回 答 内 容 | 本件審査請求は、理由がないものとする。 |

2 藤岡市起業、藤岡都市計画道路事業3・5・14号中上大塚線に関する審査請求 （平成18年（イ）第3号事件）

- | | | |
|-----|---------------|------------|
| (1) | 根 拠 法 | 土地収用法 |
| (2) | 処 分 庁 | 群馬県収用委員会 |
| (3) | 処 分 の あ っ た 日 | 平成17年9月16日 |

- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 1 人、関係人 2 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 17 年 10 月 23 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 18 年 3 月 23 日
- (9) 回 答 日 平成 19 年 4 月 17 日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求のうち、本件裁決は本件各土地の所有権者を誤り違法であるとする点については理由があるからこれを認容して、本件裁決を取り消すべきであるが、その余の点については理由がないものとする。

3 国土交通大臣起業、一般国道 393 号改築工事（大和道路・北海道虻田郡倶知安町字大和地内）及びこれに伴う河川の付替工事に関する審査請求
（平成 18 年（イ）第 7 号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成 18 年 2 月 17 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 1 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 18 年 3 月 15 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 18 年 7 月 10 日
- (9) 回 答 日 平成 19 年 4 月 17 日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 国土交通大臣起業、一般国道 20 号改築工事（大月バイパス・山梨県大月市駒橋三丁目字仲下地内から同県同市大月一丁目字宮原地内まで）に関する審査請求
（平成 19 年（イ）第 1 号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 山梨県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成 18 年 8 月 30 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 2 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 18 年 10 月 2 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 19 年 1 月 12 日
- (9) 回 答 日 平成 19 年 5 月 23 日

- (10) 回 答 内 容 本件審査請求人らの主張のうち、本件裁決に係る残地について残地収用を行わないことを不当とする点については理由があるから、これを認容し、本件裁決を取り消すべきであるが、その余の点については理由がないものとする。

5 東京都起業、東京都市計画道路事業幹線街路環状第3号線に関する審査請求

(平成19年(イ)第2号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
(2) 処 分 庁 東京都収用委員会
(3) 処 分 の あ っ た 日 平成14年12月19日
(4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
(5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
(6) 審査請求のあった日 平成15年1月21日
(7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
(8) 意見照会の受付日 平成19年3月19日
(9) 回 答 日 平成19年6月19日
(10) 回 答 内 容 本件審査請求には、直ちに理由がないとは言えない点があるので、審査に当たっては、事実関係を精査した上で結論を出すべきである。

6 西東京市起業、西東京都市計画事業保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業に関する審査請求

(平成19年(イ)第3号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
(2) 処 分 庁 東京都収用委員会
(3) 処 分 の あ っ た 日 平成18年7月27日
(4) 処 分 の 内 容 価額に関する裁決
(5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
(6) 審査請求のあった日 平成18年8月30日
(7) 審査請求の内容 価額に関する裁決の取消し
(8) 意見照会の受付日 平成19年3月19日
(9) 回 答 日 平成19年6月11日
(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、不適法なものとする。

7 横浜市起業、横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第5号市営地下鉄4号線に関する審査請求

(平成19年(イ)第4号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
(2) 処 分 庁 神奈川県収用委員会
(3) 処 分 の あ っ た 日 平成18年11月16日

- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 1 人、関係人 1 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 18 年 12 月 22 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 19 年 5 月 9 日
- (9) 回 答 日 平成 19 年 9 月 25 日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

8 足立区起業、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 2 5 8 号線に関する審査請求
(平成 19 年 (イ) 第 5 号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成 18 年 10 月 26 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 2 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 18 年 11 月 27 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 19 年 6 月 5 日
- (9) 回 答 日 平成 20 年 1 月 22 日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

9 福岡県起業、二級河川御笠川水系御笠川改修工事（河川激甚災害対策特別緊急事業・福岡県福岡市博多区上呉服町、同区千代二丁目、同区博多駅東一丁目、同区堅粕五丁目、同区西月隈六丁目、同区西月隈四丁目、同区立花寺一丁目及び同県大野城市仲畑一丁目地内）及びこれに伴う市道付替工事に関する審査請求
(平成 19 年 (イ) 第 7 号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 福岡県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成 19 年 2 月 22 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 1 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 19 年 3 月 12 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 19 年 7 月 19 日
- (9) 回 答 日 平成 20 年 1 月 8 日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

第 2 節 係属中の意見の申出事案

平成20年度に繰り越された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 東広島市起業、東広島市都市計画事業西条駅前土地区画整理事業に関する審査請求

(平成19年(イ)第6号事件)

- | | | |
|-----|---------------|-------------|
| (1) | 根 拠 法 | 土地収用法 |
| (2) | 処 分 庁 | 広島県収用委員会 |
| (3) | 処 分 の あ っ た 日 | 平成18年10月24日 |
| (4) | 処 分 の 内 容 | 補償裁決 |
| (5) | 審 査 請 求 人 | 関係人2人 |
| (6) | 審査請求のあった日 | 平成18年11月20日 |
| (7) | 審 査 請 求 の 内 容 | 補償裁決の取消し |
| (8) | 意見照会の受付日 | 平成19年6月5日 |

2 大分県起業、一般国道217号改築工事（佐伯弥生バイパス・大分県佐伯市大字鶴望字高畑ヶ地内から同市大字鶴望字脇地内まで）に関する審査請求

(平成19年(イ)第8号事件)

- | | | |
|-----|---------------|------------------|
| (1) | 根 拠 法 | 土地収用法 |
| (2) | 処 分 庁 | 大分県収用委員会 |
| (3) | 処 分 の あ っ た 日 | 平成19年3月28日 |
| (4) | 処 分 の 内 容 | 権利取得裁決及び明渡裁決 |
| (5) | 審 査 請 求 人 | 土地所有者1人 |
| (6) | 審査請求のあった日 | 平成19年4月28日 |
| (7) | 審 査 請 求 の 内 容 | 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し |
| (8) | 意見照会の受付日 | 平成19年12月18日 |

3 静岡県起業、静岡空港整備事業に関する審査請求

(平成19年(イ)第9号事件)

- | | | |
|-----|---------------|------------------|
| (1) | 根 拠 法 | 土地収用法 |
| (2) | 処 分 庁 | 静岡県収用委員会 |
| (3) | 処 分 の あ っ た 日 | 平成18年11月2日 |
| (4) | 処 分 の 内 容 | 権利取得裁決及び明渡裁決 |
| (5) | 審 査 請 求 人 | 関係人1人 |
| (6) | 審査請求のあった日 | 平成18年12月9日 |
| (7) | 審 査 請 求 の 内 容 | 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し |
| (8) | 意見照会の受付日 | 平成19年12月18日 |

4 静岡県起業、静岡空港整備事業に関する審査請求

(平成19年(イ)第10号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 静岡県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成18年11月2日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成18年12月10日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成19年12月18日

5 西大阪高速鉄道株式会社及び大阪市起業、大阪都市計画都市高速鉄道事業西大阪延伸線及び大阪都市計画道路事業第一等大路第三類第32号西九条松島線に関する審査請求

(平成20年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大阪府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成19年4月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者10人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年5月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年1月10日

6 大阪市起業、大阪都市計画道路事業第一等大路第二類第4号難波片江線に関する審査請求

(平成20年(イ)第2号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大阪府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成19年8月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年9月19日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年2月1日

7 東京都起業、東京都市計画公園事業第5・7・22号舎人公園に関する審査請求

(平成20年(イ)第3号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成19年10月11日

- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人 2 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 19 年 10 月 18 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 20 年 2 月 1 日

8 東京都起業、東京都市計画公園事業第 5・7・22 号舎人公園に関する審査請求
(平成 20 年 (イ) 第 4 号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成 19 年 10 月 11 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 2 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 19 年 10 月 20 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 20 年 2 月 1 日

9 愛媛県起業、東予広域都市計画道路事業 3・4・4 号線西町中村線に関する審査請求
(平成 20 年 (イ) 第 5 号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛媛県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成 18 年 7 月 26 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人 1 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 18 年 8 月 28 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 20 年 3 月 7 日

10 松山市起業、市道生石 212 号線改築工事（愛媛県松山市南吉田町地内）並びにこれに伴う県道交差点改良工事及び農業用水路付替工事に関する審査請求
(平成 20 年 (イ) 第 6 号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛媛県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成 19 年 1 月 31 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 1 人
- (6) 審査請求のあった日 平成 19 年 2 月 28 日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成 20 年 3 月 7 日

第3節 採石権の設定等の決定に対する承認

平成19年度における承認事案の概要は、次のとおりである。

採石権存続期間更新に関する中国経済産業局長採石法第28条決定承認申請

(平成20年（承）第1号事件)

(1) 申請の概要

申請人は、A外8人（申請人の親族及び申請地の土地共有者）との間に昭和63年4月14日付けをもって申請地に20年間の採石権を設定した。その後、土地共有者のうちB外3人が、採石権の存続期間が満了した後は期間更新を行う理由がない旨の通知をしてきたため、申請人は、採石権の存続期間の更新に関する協議をすることができないとして、平成20年1月9日付けで、中国経済産業局長に対し、採石法第28条の規定に基づく採石権存続期間更新の決定申請をした。

中国経済産業局長は、平成20年2月20日、同法第17条に基づき意見聴取会を開催し、申請人及び本件土地共有者らの意見を聴取した上、採石権に関する更新協議及び分割協議はされていないことを確認したが、採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情がなく、本案件の土地以外における採石の供給が可能な状況下において、採石権の強制更新設定によってまで岩石採取をすることは、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があると認めることができないとし、申請を棄却する決定を行うべく、同法第30条の規定で準用する同法第18条の規定に基づき、同年2月28日付けで、公害等調整委員会の承認を求めてきた。

(2) 処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、慎重に手続を進めている。